

京都陶磁器研究会規約

第1条 本会は京都陶磁器研究会と称し、事務局は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「研究所」という。）に置き、事務局長以下の事務局職員を配置する。

2 事務局職員は、研究所の職員をもって充てる。

第2条 本会は京都における陶磁器産業の振興を期し、会員相互の協力により技術の研究を行い、会員の事業の発展を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 研究の発表と技術の交流
- (2) 学会・研究機関などとの連絡
- (3) 講習会、講演会などの開催
- (4) その他会の目的達成に必要と認める事業

第4条 本会は次の会員を以って組織する。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 賛助会員

第5条 正会員は本会の趣旨に賛同し、規約を承認して会費を納入するものとする。

第6条 特別会員は学識経験を有する者より、委員会が推薦し、総会において承認した者とする。

第7条 賛助会員は本会の事業に賛同して参加する者で、事業に応じて協力金を納入するものとする。

第8条 正会員は一ヵ年6,000円、法人組織の正会員は一ヵ年10,000円の会費を納入する。

2 必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

第9条 正会員は一個の議決権及び役員選挙権を持つ。

第10条 本会に下記の役員を置く。

- (1) 相談役 : 若干名
- (2) 委員長 : 1名
- (3) 副委員長 : 若干名
- (4) 委員 : 若干名
- (5) 監査委員 : 2名
- (6) 幹事 : 若干名

- 第 11 条 委員は委員会を組織し、本会の運営に当たる。
- 2 委員長は本会を代表し、会務を經理し、会議の議長となる。
 - 3 副委員長は委員長を助け、委員長事故ある時はこれを代理する。
 - 4 監査委員は収入、支出、決算を検査し、これに意見をつけ、委員会の要求があったとき又は自ら必要ありと認めたとき、随時に事業内容を検査し、委員長又は委員会に報告する。
 - 5 監事は委員会の委嘱によって会務を処理する。

- 第 12 条 会員は総会において委員を選挙する。
- 2 委員長、副委員長、監査委員は委員の互選による。
 - 3 相談役及び幹事は委員長が委嘱する。

第 13 条 役員任期は二年とし、再任を妨げない。

- 第 14 条 本会は毎年一回総会を開き、下記の時を決める。
- (1) 規約変更
 - (2) 役員選挙
 - (3) 会の運営方針
 - (4) 収支予算、決算
 - (5) その他重要事項

- 第 15 条 議事は出席表決権の過半数を以て決する。
- 2 可否同数のときは議長がこれを決する。

第 16 条 事務局長は、総会において承認された事業計画等に関し、委員長に代わって決定することができる。

第 17 条 本会の会計事務は、京都陶磁器研究会会計準則において定める。

- 附則 この規約は昭和 27 年 8 月 4 日から実施する。
この規約は平成 14 年 7 月 12 日から実施する。
この規約は平成 15 年 7 月 1 日から実施する。
この規約は平成 23 年 5 月 26 日から実施する。
この規約は平成 25 年 5 月 30 日から実施する。
この規約は平成 26 年 6 月 20 日から実施する。
この規約は平成 28 年 6 月 22 日から実施する。